

プレスリリース

大更駅前商業用地の取得を希望する 事業者を再募集しています

飲食業や小売業などを対象に、にぎわいづくりを推進

【発表の要旨】

大更駅前が、にぎわいの拠点となるような商業エリアの形成を目指し、商業用地の売却を行っています。用地の売却は飲食・小売業などを営む事業者が対象で、7月31日(木)まで募集しています。

用地の売却は、申し込みに基づき事前審査をした上で、一般競争入札により取得者を決定します。

1 募集区画

9区画（次ページのとおり） ※応募は区画単位で行いますが、複数区画の応募も可能

2 応募要件（一部のみ抜粋記載。詳しくはウェブサイトで）

- ・当該商業用地で、指定事業を自ら行おうとする者であること。
- ・当該商業用地で、指定事業を行おうとする者に対して貸付けをしようとする者であること。
- ・当該商業用地において、応募書類に記載されている事業所等を建設し、取得後3年以内に操業を開始すること。なお、店舗併用住宅は認めず、原則として、操業開始後5年間は、応募書類に記載されている事業以外の用に供することはできません。
- ・市区町村税及び国税を滞納していないこと。
- ・応募者が暴力団員等でないこと、暴力団の活動を助成し、または暴力団の運営に協力するおそれがあるものの用に供しない者であること。



大更駅前線商業用地の分譲について

3 募集期間

4月23日(水)から7月31日(木)まで ※商工観光課必着

4 用地売却の決定スケジュール

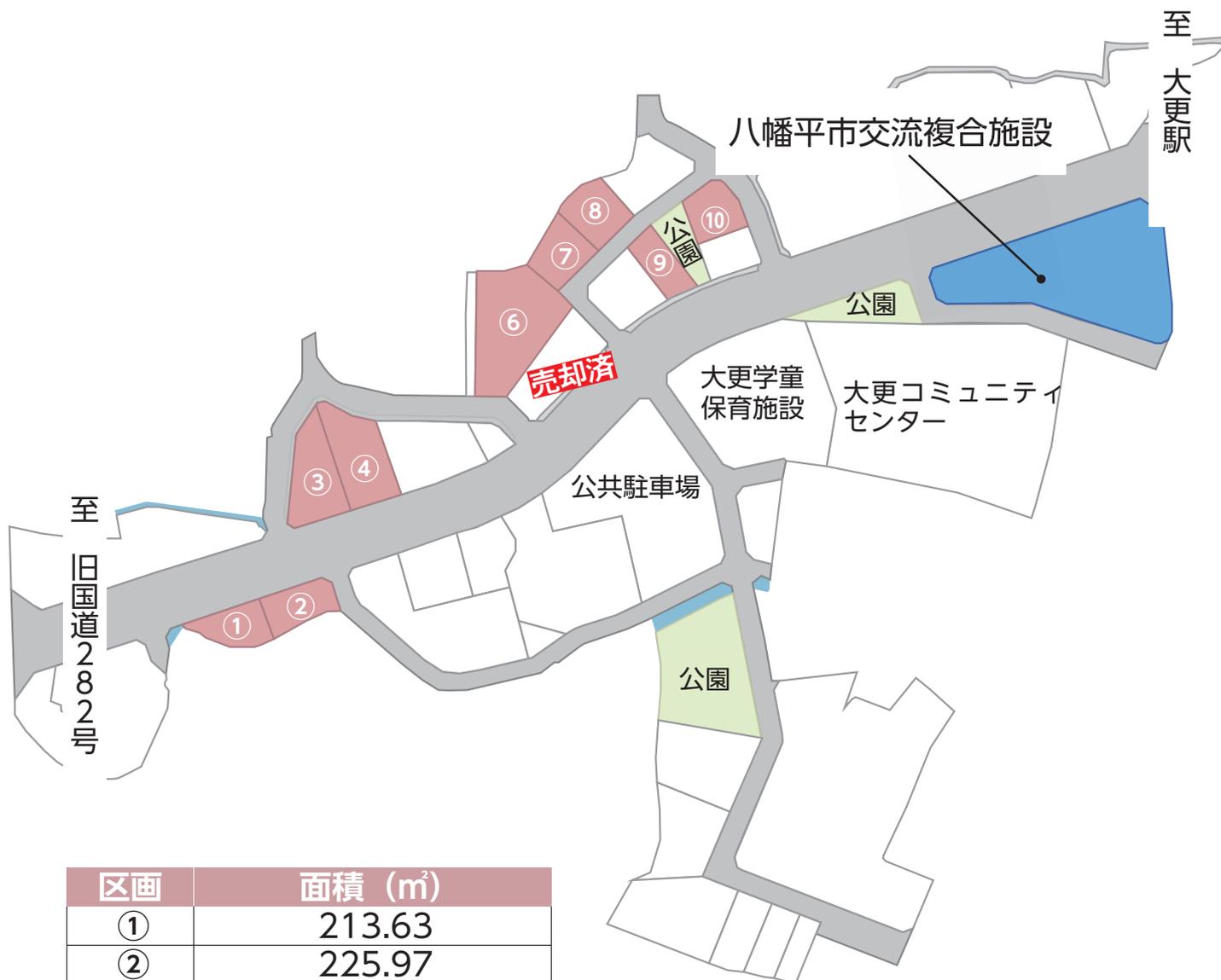
用地の売却は、申し込みに基づき事前審査をした上で、8月中旬を目途に一般競争入札を行い、取得者を決定します。

5 提出書類

- ・大更駅前沿道商業用地取得申込書
- ・申立書（応募要件に該当していることを申し立て）
- ・創業計画書（事業展開の計画を記載）
- ・事業計画書（資金計画などを記載）
- ・その他添付書類（収支決算書など）

【担当】

産業建設部商工観光課
商工労政係長 沼田 崇
電話 0195-74-2111（内線 1311）



区画	面積 (㎡)
①	213.63
②	225.97
③	377.42
④	408.45
⑥	723.01
⑦	243.67
⑧	247.24
⑨	185.05
⑩	221.75

少し説明

市は令和6年4月10日から7月10日までを募集期間として、10区画の商業用地売却の募集を行いました。この結果、1区画の売却が成立し、当該用地に本年度飲食店が開業したところです。

また、市道大更駅前線商業用地を購入した個人または法人を対象に、店舗建設、外装、内装、設備などの工事に要する経費について、その2分の1(上限1,000万円)を補助しています。

市は、残りの商業用地についても、着実に売却を進め、駅前のにぎわい創出につなげていきます。



商業用地の取得者が実施する工事の補助について